

産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会

議事録

開催日時：令和7年3月21日（金）15：00～17：00

開催場所：オンライン会議

<出席者>（敬称略、順不同）

早川	吉尚	立教大学大学院法学研究科 教授
神山	久美	山梨大学大学院総合研究部教育学域 教授
釘宮	悦子	消費生活アドバイザー
倉貫	浩一	読売新聞 新媒体運営委員会事務局次長兼編集委員
坂本	織江	上智大学理工学部 准教授
西田	佳史	東京科学大学工学院機械系 教授
野	祥子	北海道女性団体連絡協議会 会長
藤野	珠枝	主婦連合会
古田	英雄	独立行政法人製品評価技術基盤機構 理事
安好	寿也	特定非営利活動法人キッズデザイン協議会 専務理事
山内	洋嗣	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 弁護士
遊間	和子	株式会社国際社会経済研究所調査研究部 主幹研究員

（オブザーバー）

一般社団法人大手家電流通協会

オンラインマーケットプレイス協議会

一般財団法人家電製品協会

一般財団法人製品安全協会

全国中小企業団体中央会

一般社団法人日本ガス石油機器工業会

一般社団法人日本玩具協会

日本チェーンストア協会

一般社団法人日本リユース機構

一般社団法人日本リユース業協会

<配布資料>

議事次第

委員名簿

資料1 製品安全行政を巡る動向

資料2 製品安全規制の見直し

資料3 製品安全4法改正を踏まえた動向

<議事>

- (1) 製品安全行政を巡る動向について【報告】
- (2) 製品安全規制の見直しについて【審議・報告】
- (3) 製品安全4法改正を踏まえた制度整備について【審議・報告】

開会

○佐藤課長 皆様、大変お世話になっております。審議会の事務局の経済産業省製品安全課長の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第17回でございますが、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ御出席を賜りまして、ありがとうございます。御礼申し上げます。

本日の会議でございますが、Teamsによるオンラインで開催させていただいております。またYouTubeにて議事をリアルタイムで配信、公開もさせていただいております。

開会に先立ちまして、経済産業省技術総括・保安審議官の湯本から御挨拶をさせていただきます。湯本審議官、よろしくお願いいたします。

○湯本審議官　皆さん、こんにちは。大臣官房技術総括・保安審議官の湯本でございます。

早川委員長をはじめ委員の皆様方におかれましては御多忙の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は本年度の製品安全施策全般の取組状況を御報告させていただきますが、この1年間の製品安全の取組を振り返りますと、本委員会におきまして昨年2月に取りまとめたいただきました中間取りまとめを踏まえ、昨年6月に消費生活用製品安全法などの一部を改正する法律が成立したところでございます。

法律成立後も8月、10月と法改正を踏まえた制度整備につきまして本委員会で御審議をいただき、その内容を踏まえ、新設された子供用特定製品に乳幼児ベッド及び乳幼児用玩具を指定するとともに、乳幼児用玩具の技術基準や子供PSCマークを定めるなどの取組を進めてまいりました。

改正法につきましては、本年の年末に施行される予定でございます。これまで皆様に御議論いただいた制度・仕組みを、いよいよ実行に移していくこととなります。本日も改正法の施行に向けた残る論点や、その後の取組について御説明する予定ですが、委員やオブザーバー団体の皆様から御意見を賜ればと存じます。また併せまして、改正法の円滑な施行に向けて皆様の御理解、御協力を賜りますよう改めてお願い申し上げます。

加えて、本日は法改正に関連する内容以外の本年度の製品安全行政を巡る動向や、制度面の検討状況についても御説明いたします。昨今の環境変化を踏まえまして、今後の製品安全政策のあるべき姿や現状での至らない点などについて忌憚のない御意見をいただければと思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤課長　湯本審議官、大変ありがとうございました。

それでは、以降の議事進行につきましては、早川委員長にお願いしたいと思います。早川委員長、よろしくお願いいたします。

○早川委員長　それでは、まず事務局より委員の出欠の報告、議事の取扱いについての説明をお願いいたします。

○佐藤課長　本日の委員の皆様の出欠状況についてでございます。安好委員から御欠席の御連絡を頂戴してございますが、その他の委員の皆様につきましてはオンラインで御出席いただいております。ありがとうございます。

また、委員の御異動について御報告を申し上げます。前回第16回まで本委員会の委員と

いたしまして御尽力をいただきました野々内委員の御後任といたしまして、北海道女性団体連絡協議会の野委員に御就任いただいております。よろしければ野委員から一言御挨拶を頂戴できればと思いますが、お願いできますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○野委員 北海道女性団体連絡協議会の野祥子といたします。この4月に会長に就任しまして、こういう会議は初めてなのでよろしくお願いいたします。何も分からないと思いますが、少しでも皆さんの力になればと思いますのでよろしくお願いいたします。

○佐藤課長 野委員、大変ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

次に、議事の取扱いについて御説明申し上げます。本日はオンラインでの開催としておりまして、YouTubeでの議事をリアルタイムで配信を行ってございます。議事の動画につきましては会議終了後も経済産業省ホームページで掲載させていただくとともに、事務局にて議事録を作成し、委員の皆様が御確認の上で後日当省ホームページでも掲載いたしますので、御認識いただければと思います。

以上でございます。

○早川委員長 ありがとうございます。委員の出席者、過半数を超えておりますので、本日の小委員会は成立することを確認いたしました。

それでは、本日の配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

○佐藤課長 それでは、配付資料でございます。配付資料につきましては、議事次第、そして委員名簿、資料が1、2、3の合計5点となります。委員の皆様には、事前に事務局からお送りいたしましたPDF資料を御参照いただければと思います。また資料の説明時には説明に沿って画面にも投影いたしますので、こちらも必要に応じて御参照いただければと思います。もしも通信の不具合ですとか御不明な点などございましたら、電話ですとかチャット機能などをお使いいただきまして、私ども事務局にお知らせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○早川委員長 ありがとうございます。

それでは、早速議事を進めたいと思います。では初めに、事務局より資料1「製品安全行政を巡る動向」、そして資料2「製品安全規制の見直し」について、まとめて説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○佐藤課長 それでは、早速でございますが資料の御説明に入らせていただきます。

資料1を御覧いただければと思います。こちら「製品安全行政を巡る動向」と書かせていただいているところでございまして、主に昨年の動き、取組について御説明をさせてい

たきます。

1 ページおめくりいただきまして、はじめは目次でございます。

次でございます。製品事故の発生状況及び課題についてでございます。

4 ページ目でございます。こちら改めてでございますが、製品安全4法の概要でございます。私ども製品安全4法と称しておりますけれども、製品安全確保の観点から下にございます4つの法律を運用、執行させていただいております。

一番上の丸でございますが、これら4つの法律につきましては、危害のおそれのある製品を各法令において指定させていただきまして、当該製品の製造事業者ないしは輸入事業者には国に届出をしていただきまして、技術基準の遵守を求め、適合した場合には下にあるようなPSマークを付して販売することができる。そうした法体系になってございます。

一枚おめくりください。右下5ページ目でございます。こちら改めてではございますが、重大製品事故報告・公表制度でございます。消安法におきましては、製造事業者、輸入事業者には重大製品事故の発生を認知してから10日以内に消費者庁への報告が義務づけられてございます。私ども経済産業省は当該事故報告を踏まえまして、NITE（独立行政法人製品評価技術基盤機構）とともに原因究明調査を行いまして、その内容を踏まえまして再発防止に向けた措置を講じている。こういった取組を講じてございます。

次のページでございます。6ページ目でございますけれども、その上で昨年2024年に受け付けました重大製品事故の件数でございます。全体といたしましては、右下でございますが1,305件。内訳を御覧いただければと思いますが、火災の割合が全体の約87%。また製品別でいきますと、電気製品の割合が約77%となっているところでございます。

次のページでございます。近年の重大製品事故の件数の推移でございます。昨年は直近10年間で事故の件数は最も多くなってしまっておりまして、2つ目の丸でございますけれども、中でも電気製品、特にリチウムイオン蓄電池関係の事故の件数が増えてきているといった傾向がございます。こうしたことも踏まえまして、この後の資料でも少し御説明申し上げますが制度面での取組ですとか、また事故の原因分析を踏まえたリコールなどを促す対応、また消費者の皆様への注意喚起、こうした取組を講じてきているところでございます。

次のページでございます。今ほど申し上げました注意喚起の取組の例でございます。季節柄ですとか時節柄などを踏まえて、または多発する製品事故に対応していくという観点から、消費者の皆様への注意喚起のタイミングを意識しながら実施している例でございます。

す。

少しだけ御紹介申し上げますと、左下、先ほども少し話題になりましたけれども電池、バッテリー関係の事故、昨年6月に実施いたしましたところでございます。真ん中でございますけれども、こちらは災害時の事故への注意喚起、昨年8月に実施をしてございます。右下でございますが、こちらは冬の時期にということで除雪機関連の事故の注意喚起、昨年11月に実施をしたものでございます。

次のページでございます。こうした重大製品事故の原因分析でございますけれども、直近でおおむね調査が終了いたしました一番上、2022年を御覧いただければと思います。左上のほうでございますけれども、製品起因のものが約3割となっております。また中ほどの誤使用・不注意ですとか、偶発的事故と言われるものを御覧いただければと思いますが、こちらを合わせますと2割から3割の間ぐらいといった数値でございます。こうした傾向はこれまで例年と似たような傾向かなと感じているところでございます。

次のページでございます。重大製品事故が起きてしまった製品につきまして入手経路を分析したものでございます。インターネット通販経由で入手した製品による事故の割合が引き続き増加傾向でございます。2024年は32%となっているところでございます。

次のページでございます。ここからはリコールの動向について御説明申し上げたいと思います。

2024年、昨年開始されましたリコールの件数は、右上にございますとおり101件ございました。例年80件から100件程度で推移をしてございますので、こちらも件数としましては例年と同水準でございました。また御覧いただいておりますとおり、傾向としましては輸入事業者のリコール件数が多くなっているといったところでございます。

次の13ページでございます。重大製品事故におけるリコール対象製品の割合でございます。左下に棒グラフがございますが、2023年につきましても前年と同水準で約10%程度あったところでございます。リコール対象製品で重大製品事故が発生してしまった場合には、私ども消費者庁などとも連携させていただきまして、改めてリコールをしている旨を公表するなどの取組を講じてございます。

次のページでございます。リコール製品での事故をいかに減らしていくか。これは重要な課題でございます。その意味ではリコールをいかに効果的、かつ効率的に実施していくかが大変重要だと認識してございます。その観点から本年度、調査を幾つかやらせていただきました。

その1つ目でございますけれども、まず海外における取組状況ということで欧州委員会へのヒアリングを実施いたしました。その概要は左下、3.でございます。欧州でもリコール情報が消費者の皆様にはしっかり届くことを重視しているですとか、右上のほうを御覧いただければと思いますが、4.でございます。欧州委員会において、ウェブサイトをチェックして安全性に問題のある製品を自動検知するような取組、ウェブ・クローリングといった取組を実施されていることをお伺いすることができました。

次のページでございます。もう一つの調査でございますけれども、リコールを実施するに当たりましては、リコールをしている製品が市場にどの程度残存しているか、残っているかを認識することが取組を進める上での課題と考えてございます。その意味で今年度、消費者の皆様にはアンケートを実施させていただきまして、市場残存率、市場にどの程度残っているかを推計する取組を行ったところでございます。

下に2つほどグラフを描かせていただいておりますけれども、例としまして除湿乾燥機ですとか、ベビーカーなどについても推計を行ったところでございます。

こうした推計方法を今後公表していくことで事業者の皆様自身がリコールを実施する際に、より効果的・効率的に行うことができるように参考にいただければと考えてございます。

次のページ以降でございます。16ページ目以降は製品安全関連法の執行状況などについてでございます。

17ページ目でございますが、製品安全4法は私ども経済産業省本省や地方の経済産業局、そして先ほども御紹介しましたN I T E、また自治体の皆様とも連携しまして執行、運用を行っているところでございます。

最初の丸でございますが、2024年、昨年法令違反などへの対応件数としましては、右下にございますとおり769件あったところでございます。特に違反事案が多く、また規制対象製品も多い電気用品、電安法につきましては事業者の皆様には注意いただけるようにという観点から、多い違反事案を右下にあるような事例集の形で整理をして公表する。こういった取組も本年度実施させていただきました。

次のページでございます。18ページ目でございますが、法の執行の観点から各法におきまして市場の製品を実際に購入させていただきまして、技術基準適合を確認する試買テストという取組を毎年度実施させていただいております。御覧いただいておりますのは令和4年度の結果でございます。購入に際しましては違反ですとか事故の多い製品を対象に、

インターネットモールから多くを購入させていただいております。こちらの事業を通じまして基準への不適合が確認された場合には、事実関係の調査などを踏まえまして改善措置、再発防止などを求めるとともに、類似の不適合事案の未然防止の観点から、結果の公表なども行わせていただいております。

続いてのページでございます。19ページでございます。製品安全4法の執行に当たりましては、先ほども少し御紹介申し上げましたが自治体の皆様にも販売事業者への立入検査を実施いただいております。

一番上でございますけれども、2023年度は全国で約6,000件の実施をいただきました。立入検査を実施いただくに当たりましては製品事故の発生状況などを踏まえまして、自治体の皆様に対しまして重点に確認いただきたい製品などにつきまして、右下にあるような国から情報提供を行うなどの連携を図らせていただいております。

次のページでございます。ここからはインターネット取引における製品安全について御紹介申し上げたいと思います。

21ページ目でございます。こちらは御参考でございますが、インターネット取引の拡大をお示しする資料でございます。引き続き取引としましては拡大増加傾向にあることが御覧いただけるかと思っております。

次のページでございます。22ページでございますが、こうした中、インターネット上での製品安全確保のため、最初の丸にございますとおり2020年11月から国におきまして、ネットパトロール事業という取組を進めさせていただいております。

併せまして左下、赤枠で囲ってございますけれども、2020年7月以降は大手のインターネットモール各社様の御協力をいただきながら、違反などが多い4品目につきまして出品に際して審査いただくことを要請させていただいております。

次のページでございます。今申し上げました要請につきましては、具体的には左下にあるような4つの品目。リチウムイオン蓄電池ですとか、レーザーポインター、カートリッジガスこんろ、また乗車用ヘルメットといった4品目について行っていておりますが、各ネットモールにおきまして出品前にマークの有無などについての審査を行っていただいているといったところでございます。

幾つか具体的な取組の事例を御紹介申し上げたいと思います。右下に事例と書かせていただいておりますが、上のほうでございます。LINEヤフー様の取組といたしましては、PSマークが明確に判断できる画像を必ず掲載するように要請いただくとともに、定

期的に出品物のパトロールなども実施いただいているというように伺っております。

またその下でございますけれども、楽天グループ様の取組でございます。製品本体に貼付されたP Sマークの画像を商品ページ上への掲載、及び商品説明文にP Sマークの種類などについての記載を義務づけいただいているところでございます。またモニタリングも実施いただきまして、もしP Sマークの貼付がない場合は販売停止を求め、出品者に対しまして販売停止を行わない場合は出店停止といった措置なども実施いただいていると伺っております。

次のページでございます。こうした取組を進めているところでございますが、インターネットを通じた製品の違反对応の状況といたしましては、インターネット取引全体の拡大といったこともありまして、2024年は396件という件数になっているところでございます。

次のページ以降で御紹介いたしますネットパトロール事業ですとか、また製品安全誓約といった取組を通じまして、違反事案には引き続き対応してまいりたいと考えてございます。

次のページでございます。今ほど御紹介しましたネットパトロール事業についてでございますが、2023年度の結果の概要でございます。ネットモールに出品されておりました750品目を対象といたしまして、P Sマークなどの表示がなされているかどうかの確認を行ったところでございます。

中ほど樹形図のようなものがございまして、下のほうに下りていただきまして赤く囲ってある部分でございます。疑わしい事案ですとか、また表示の違反を合わせますと約200件ございました。これら200件を中心に製品安全誓約の取組などによりまして、出品削除に結びつけたといったところでございました。

次のページでございます。こちらはネットモール以外の個別のサイトへの対応といったところでございます。

最初の丸でございますけれども、違法なレーザーポインターなどを扱いますと、日本向けに販売を行っているような海外のサイトの公開停止要請を2020年度から継続して行っているところでございます。2024年度につきましても40の販売サイトに向けまして公開停止要請等の対応を行いまして、停止状態の保持に努めているところでございます。

次のページでございます。これまでの取組も踏まえつつでございますけれども、上から2つ目の丸を御覧いただければと思います。2023年6月からはインターネットモール事業者の皆様が行う自主的な取組ということで、製品安全誓約、いわゆるプレッジという署名

がなされまして、新たな取組がスタートしているといったところでございます。実質的な取組は同年10月からスタートいたしました。昨年未までに私ども経済産業省から各モールの皆様に対しまして、安全ではない701製品につきまして削除の要請を行わせていただきまして、全製品の削除の実施をいただいているところでございます。

また昨年9月には、右下でございすが本誓約に新たに三井不動産様も署名されまして、取組の広がりも見られているといったところでございます。

28ページ目以降でございすが、ここからは製品安全文化の醸成、また誤使用・不注意対策、消費者の皆様への情報発信といったテーマについて御説明申し上げたいと思います。

まず29ページ目でございすが、表彰制度、P Sアワードの取組についてでございすが、こちら平成19年度から実施してございすが、製品安全対策優良企業表彰（P Sアワード）ということで取り組ませていただいております。本年度も審査員の先生方に御審査賜りまして、御覧の18社様を表彰させていただきました。

次のページでございすが、P Sアワードの大臣賞ですとか、金賞を3回受賞された企業様をゴールド企業という形で認定させていただいておりますけれども、今年は左下のようにはマツ六株式会社様が3回目の大臣賞となったこともありまして、こちらの対象になっておるところでございすが、また製品安全に係る取組ですとか知見の共有、受賞企業様同士の交流の促進ですとか研修などによりまして、取組の輪が広がるようにといった取組なども講じさせていただいております。

31ページ目でございすが、ここは事故原因の部分でも少し言及申し上げましたが、事故原因の一因を占めます誤使用などによる事故防止対策についてでございすが、

右のほうにグラフもございすがけれども、一般的には年齢が高まるにつれまして身体ですとか、認知機能が低下すると言われておりまして、誤使用ですとか不注意による事故の割合が相対的に高くなっていく傾向が見られているところでございすが、

次のページでございすが、こうした事故を製品側で防ぐ観点から誤使用などによる事故リスクを低減した製品の開発、そして市場で評価される仕組みづくり、こうしたことを検討してまいりました。

2つ目の丸を御覧いただければと思いますが特定の誤使用などの防止対策が取られた製品につきまして、そのリスク低減策を評価させていただきまして、効果が認められた場合にはその旨が分かるような表示を付して販売いただけるような取組を、2025年度（令和7年度）からP Sアワードの中に製品部門を創設する形で実施ができないかと考えていると

ころでございます。

次のページでございます。その際、リスクがしっかり低減されているかどうかの評価が大変大事でございます。

こちらにつきましては最初の丸にございますとおり、N I T Eが主体となって運営いただきますリスク評価委員会におきまして、企業の皆様が行われますリスクアセスメントの取組の妥当性を審査いただきまして、その内容を踏まえまして表彰対象製品を選定していくことを想定してございます。右のほうにロゴマークもございますが、こちらは対象製品になった場合に付していただくロゴマークのイメージでございます。

次のページでございます。本年度誤使用対策という意味で、ほかに2つほど取組をさせていただきます。34ページ目は、誤使用などによる事故の多い高齢者の皆様の行動特性の検証といった取組でございます。

最初の丸にございますとおり、本年度は老人ホームなどの6施設の御協力を賜りまして、握るですとか、つかむといった動作にかかるデータの取得を行わせていただきました。高齢者の皆様の行動記録につきましては、高齢者行動ライブラリという形で産総研においてデータベースも公表しているところでございまして、このライブラリの活用を促す観点から本年度は周知活動にも取り組ませていただきまして、利用登録者数も増えてきているといったところでございます。

次のページでございます。こちら先ほど注意喚起の例でも申し上げましたけれども、除雪機の事故に関してでございます。最初の丸にございますとおり除雪機の事故は10年間で38件起きてしまっておりますが、このうち約8割が誤使用ですとか不注意などによるものとされておりまして、安全機能が無効化するなどによりまして事故が発生してしまっているといった実態でございます。

次の36ページ目でございます。こうした実態を踏まえまして本年度、除雪機メーカー様ですとか産総研などにも御協力いただきまして、誤使用防止のための方策の検討を行わせていただきました。追加対策のアイデアといたしまして、ひかれてしまったりですとか、巻き込まれてしまう事故が残念ながら多いところでございますので、仮に安全装置が無効化されたとしても事故を防ぐ手法はあるかどうかという観点から、除雪機とユーザー様との間で位置関係を把握するセンサー搭載の可能性につきまして検討を行いました。結果としましては水色の枠で囲ってございますけれども、安全対策として活用できる可能性といったものが確認されたところでございます。実際の製品への実装にはまだ課題もあるとこ

ろでございますが、こうした検証結果を業界などにもフィードバックさせていただきまして、製品開発の可能性を働きかけてまいりたいと考えてございます。

次のページでございます。こちらは消費者の皆様向けの広報などについてでございます。毎年11月を製品安全総点検月間という形で自治体の皆様ですとか企業の皆様にも御協力いただきながら、改めて製品安全の意義ですとか、その重要性などについて発信させていただいております。

次のページでございます。本年度は新たな試みといたしまして電車内のモニターですとか、また駅構内でデジタルサイネージを活用した広報も実施させていただきました。また小学生向けの授業パッケージなども作成させていただきまして、学校で御利用いただけるようにということでホームページ上でも掲載させていただくとともに、実際に一部の小学校での授業なども実施させていただいたところでございます。

次のページでございます。その他情報発信の取組でございますが政府広報のラジオ番組ですとか、また海外向けの広報誌などの発信にも取り組ませていただきました。

上から2つ目、Xによる情報発信は従前からやらせていただいておりますけれども、本年度はリコールに係る情報発信時にフォロワー数が大きく増加したところでもございます。引き続きこうした様々な媒体を使いながら情報発信に努めたいと、そのように考えてございます。

次のページでございます。事業者の皆様との連携という意味でいきますと、40ページ目でございますが全国電機商業組合連合会様と連携した取組を御紹介させていただきます。

上から2つ目でございますけれども、連合会様が毎年9月に高齢者宅無料点検訪問事業を実施いただいておりますが、この際に製品安全の観点からも御確認いただきたい事項などについて、事前に勉強会のような形でも実施させていただきました。

41ページ目、42ページ目は国際連携・協力についてでございます。各国や地域における規制動向の把握ですとか、また情報交換の観点からマルチないしはパイ、それぞれにおける会議や対話に参加させていただきました。特に本年度は8月や10月の審議のときも御指摘賜りましたが、私どものほうで法律の改正を行ったところでもございますので、その改正内容の周知も含めて対話や意見交換をさせていただいたところでございます。

43ページ目、44ページ目は手続の電子化に関する論点でございます。製品安全4法の届出につきましては、インターネット上でオンラインで実施いただけるように、保安ネットという仕組みを整備させていただいております。2020年から運用を開始いたしまして、

2024年、昨年のオンライン化率は、2つ目の丸の2行目でございますが59.9%といったところでございました。一昨年とほぼ同水準となってしまうところでもございますので、引き続きオンライン化のメリット感などをしっかり御説明、周知していきたいと、そのように考えてございます。

まず資料1については以上でございますが、大変恐縮でございます。引き続きまして、資料2のほうも御説明申し上げたいと思います。こちら「製品安全規制の見直し」としてございますが、昨年の製品安全4法改正以外の制度面を中心とした1年間の検討状況につきまして御説明をさせていただきます。

2ページ目は目次でございますが、3ページ目も目次で、4ページ目からでございますけれども、最初にポータブル電源の安全対策についてでございます。昨今災害時ですとか、またアウトドア用品として需要のあるポータブル電源につきましては、左下のとおり事故の件数も一定程度発生してしまっているといったところでございます。このため、昨年2月でございますけれども、ポータブル電源についての安全性要求事項といったものをまとめさせていただきました。こちらにつきましては昨年6月に、民間の第三者認証制度でもありますSマークの安全基準としても採用いただいたところでございます。現在この基準を基にいたしましたJIS化を目指しまして、業界における取組が進められているところでございます。具体的には昨年11月に一般社団法人日本ポータブル電源協会という団体が設立されまして、こちらの協会を中心に2026年のJIS化作成を目指して取組を進めていただいているといったところでございます。

次のページでございます。リチウムイオン蓄電池の事故防止についてでございます。こちら先ほどの資料でも少し御紹介いたしましたが、電気製品の事故が増加しておりまして、またその中でもリチウムイオン蓄電池関連の事故も左下にございますとおり、件数が多くなっているといったところでございます。

一番上の丸でございますが、2022年12月に電気用品安全法の法令におきまして過充電による発火事故を防止していこうという観点から、電圧監視に係る要件を明確化、安全対策を強化させていただきました。こちらにつきましては経過措置が昨年12月で満了となったところでございますので、今後制度の執行面の取組をしっかりと進めさせていただきたいと考えてございます。

次の6ページ目、7ページ目でございます。こちらは電気用品整合規格検討ワーキンググループでの検討状況についてでございます。こちらのワーキンググループは本製品安全

小委員会の下に設置されまして、J I Sなどの公的な規格が電安法の性能規定化された技術基準の省令を満たしているかどうかの確認の御審議を進めていただいているところでございます。本年度も23のJ I Sにつきまして整合規格として採用し、電安法の解釈に反映させていただいたところでございました。

次のページでございます。8ページ目、9ページ目は電気用品の雑音強さの見直しについてでございます。雑音の強さ、いわゆる電波障害、電波雑音への対応についてでございますが、電気用品安全法の解釈の別表第10で雑音の強さが要求される電気用品につきましては、別表第12の基準が適用できること、この旨の確認をしていただいたところでございまして、今後この内容を反映しまして別表第12に一本化をしていく、こうした取組を進めていきたいと考えてございます。

次のページでございます。10ページ目、11ページ目につきましては、今の議論と少し連動してまいります。電気用品安全法の技術基準解釈通達の整備状況についてでございます。電気用品安全法の解釈につきましては、旧来の我が国特有の例示基準として整備されております別表第1から第11といったものと、I E Cなどの国際規格に準拠いたしました別表第12といったもので構成されているところでございますが、国際整合の観点からもJ I Sなどの整合規格が整備された分野から、順次別表第12に一本化するという取組を進めているところでございます。

昨年の本小委員会でも少し御紹介申し上げましたが、こちらのうち別表第1、4、7につきましては準備が整ったため、昨年5月に一本化の対応を進めたところでございます。また別表第9につきましては、先ほどのリチウムイオン蓄電池の電圧監視の取組を入れたことによりまして、第12に一本化の取組を実施済み。また第10につきましては、2ページ前の御説明のとおり今後夏にかけて一本化を進めていきたいと考えてございます。

次のページでございます。他方この検討を進める中で、整合規格として採用するJ I Sなどが整備されていない、また今後も業界団体様が不在などの理由で、整備がなかなか難しいといった分野もあることが顕在化してまいりました。本年度は別表第12の一本化に向けまして、いつ、誰が、何をするのかを整理しましたアクションシートを取りまとめさせていただきまして、2028年度の本化を目標として今後取組を進めてまいりたいと考えてございます。

今ほど申し上げましたJ I Sの整備がなかなか難しいといった分野への対応としましては、共通的に活用可能なバスケットクローズ規格といったものを整備させていただきまし

て、他方製品特有のリスクもあるところがございますので、そちらにつきましては事業者自らがリスクアセスメントを実施できるよう、それに資するマニュアル整備を次年度以降進めてまいりたいと考えてございます。

13ページ目、14ページ目でございます。いわゆるガストーチの規制対象化でございます。こちらは8月、10月と本小委員会の先生方にも御審議賜りました。ありがとうございます。御審議の内容を踏まえまして液石法の政令を改正させていただきまして、最初の丸の最後の行でございますけれども、今年2月6日に制度としては施行、スタートしたとあったところでございます。現行1年間の経過措置期間中とあったところでございますので、企業の皆様への周知、また消費者の皆様への周知、併せて注意喚起といった取組を講じさせていただいてございます。

15ページ目、16ページ目でございますが、こちらは製品安全4法とは別なのですけれども、家庭用品品質表示法という法律も私ども一部担当させていただいてございます。

上から2つ目でございますが、サングラスに関する規定です。こちらは目の保護の観点から国際規格、ISOが改正されたところございまして、それに伴いJISも今年秋頃をめどに改正される予定でございます。このことからJISを引用しております家表法の規定につきましても、来年の前半を目標としまして改正に向けて準備を進めてまいりたいと考えてございます。

最後17ページ目、18ページ目でございます。登山用ロープについてとあったところでございます。この製品は、一番上のチェックでございますけれども、過去の事故などを踏まえまして昭和50年（1975年）に規制対象に指定させていただいた製品でございます。その後事故の報告はあるものの、製品起因の事故はないといった現状でございます。また現状を踏まえますと不適合製品の購入ですとか、そういった製品が使用される蓋然性は低い見込みと推定されるものでもございます。

他方課題といたしましては、下の課題認識の最初のポツでございますが欧州のEN規格ですとか、またそれと関連しますUIAA規格がございますけれども、これらの規格が国際的には認識されている一方、日本のPSマークの基準とは整合していないという実態。また国内においては十分な試験環境がないといった実態も伺っているところございまして、こうした課題も踏まえて登山用ロープの制度ないしは規制の在り方、基準の在り方につきまして検討させていただければと考えているところでございます。

早口かつ長くなってしまいましたけれども、資料1、資料2の御説明は以上でございます。

す。委員の皆様から御指摘賜ればと思います。よろしくお願いいたします。

○早川委員長　ありがとうございます。大体25分ほどと聞いていましたけれども、ほぼ完璧に時間内で、非常にコンパクトかつ要を得た御説明をいただいて大変ありがとうございます。

それでは、質疑及び意見交換の時間を取りたいと思いますが、順序としましては、まず製品安全小委員会の委員の皆様から頂戴いたしたいと思います。その上で、オブザーバーの各団体の皆様からも御意見があればお願いしたいと思います。発言を希望する委員の方は、それでは、挙手ボタンを押していただければと思います。よろしくお願いいたします。
——神山委員、よろしくお願いいたします。

○神山委員　1年間の取組、さらにその後の進展などの御報告ありがとうございました。気がついたことについて発言をさせていただきます。

まず、資料1の14ページで御紹介がありました欧州委員会のAIを活用したウェブ・クロウリングによる製品のモニタリングの活用ですが、これを活用すれば、例えば資料1の22ページにあった経済産業省のネットパトロール事業。ネットモール上の市場監視をしているという御紹介がありましたけれども、このようなものに効率的に生かせるのではないかと思いました。販売停止要請などの行政措置がさらに迅速にできるのではないかと思います。御検討をお願いしたいと思います。

それから2つ目になるのですが、やはり資料1の31ページから34の事故です。特に高齢者における重大製品事故。誤使用とか不注意による事故がとても多いということで、事故リスクを低減する機能を製品につけたり、製品改良で防ぐアプローチがとても興味深いと思いました。価格が高くなることが課題ですが、効果が期待できると思われま。高齢者行動ライブラリの周知もありましたけれども、周知するとともに、誤使用とか不注意防止に対する新たな表彰とか表示制度の創設が4月以降にあるということなのですが、これの積極的なアピールをしてほしいと思います。

また事故事例の周知に関連したことなのですが、今回の資料では写真のみが掲載になっていたのですが、NITEの事故再現の動画。私は大学の授業などで使用していますが、特に今回紹介があった事故事例が増えているリチウムイオン乾電池関係を、実際に学生に見せることは本当に防止効果が高いというように感じます。また私も学校の家庭科教員などを対象とした研修講座を受け持つなどのときに、NITEの事故再現の動画を紹介しています。おのこの事故再現の動画をできれば単独で見せて授業等で活用できる

ように、N I T Eの動画を事故防止に活用できる資料としてさらに分かりやすくしてほしいなと思いました。

以上となります。

○早川委員長 神山先生、ありがとうございます。まとめて後でまた御回答いただきたいと思います。

では、西田委員、お願いいたします。

○西田委員 東京科学大学の西田でございます。よろしく申し上げます。

佐藤さんからの御説明ありがとうございました。ちょうど先日、3月18日に閣議決定された第5期消費者基本計画でも今御説明にあったような高齢者の特性に配慮した製品安全の推進。それから消費生活用製品安全法の改正で今回子供用特定製品というカテゴリーができたのですけれども、こういうものを使った子供の事故予防、高齢者の事故予防が取り上げられておりまして、着実な成果を出していただいております。今後の展開にも大いに期待したいと思っています。注意啓発だけでは限界がありますので製品改良というか、そういう取組は高く評価したいと思っています。

また、新たな表彰・表示制度が始まる。「+（プラス）あんしん」という制度が始まって、一部私も関わらせていただいておりますけれども、国際的に見ても不注意・誤使用で終わらせずに、製品改良を促す新しい仕組みだと思っています。これも高く評価したいと思っています。

そのほか、特に重大製品事故の7割で電気製品が多いという話があったのですけれども、主原因はどんなものかということは今後調査されるかなと思うのですが、もしバッテリーなどが多い場合には、やはりモバイルバッテリーは世界的に大きな問題になっていますので、P S Eが取得されているもので事故が起こっていないのかとか、P S Eがどれだけ普及しているのかみたいなのを明らかにしていただけて、取組を強化していただくといかなと思っています。

先日、愛媛県の福祉用具メーカーを訪問した際にも、バッテリーはどういうものを選択したらいいかと事業者さんがすごく困られていたので、分かりやすい選択基準があるといいなと思いました。

あともう一点なのですが、バッテリーに関しては御存じだと思うのですが、ヨーロッパではバッテリーパスポートという。バッテリーのトレーサビリティを確保したり、どういう材料を使っているのか、ユーザーも調べられるようなQRコードをつけることを

義務化されつつありますけれども、こういう取組なども参考にされるといいかなと思っています。

最後まで一点なのですけれども、ネットパトロールで違反者を見つけるのは非常に大事な活動と思っているのですが、実は罰金を取ることも可能だと聞いております。今そういう仕組みを持っているけれどもなかなか適用されていないということなので、ぜひ罰金を取ってパトロール事業を持続可能なものにするなんていうのも考えていただくといいかなと。駐車違反とか、そういうものをやっていますよね。罰金を使っているかなと思うのですけれども、そういうもので持続可能な事業にしていく検討などもしていただけるといいかなと思いました。

以上です。

○早川委員長　西田委員、ありがとうございます。

それでは、遊間委員、お願いいたします。

○遊間委員　遊間でございます。御説明ありがとうございます。2つ御質問、コメントさせていただければと思います。

1つ目は資料1の15ページでございますが、リコールの残存率モデルにつきまして、重大事故でのリコールは必要なことですし、重要な点かと思いますが、100%の回収はなかなか難しいことになりますので、このようなモデルを検討していただくのは、企業に過度な負担をかけることを軽減するといった点で非常に評価できると思っております。

一方、事前にお伺いしましたところ、こちらのモデルの検討に関しては、中古リサイクルの観点はまだ含まれていないというお話でございました。特にベビーカーのような製品はまだきれいな段階でリサイクルに出したり、友人・知人に譲ったりということも多い製品かと思っておりますので、ぜひそのような視点も含めて、このモデルをさらに現実に近いものにしていただければと思っております。

2点目は資料1の25ページ、ネットパトロールの部分でございます。メールで連絡を取れないケースが208件あったということでございますが、恐らく申請時に出した情報がそのまま残っていて結局連絡が取れないことになっているかと思っております。例えば、年に一回、「あなたの登録している情報は、このような内容ですが変更はございませんか」というような形で、プッシュ型で情報を最新にしていくお取組も御検討いただければと思います。

以上でございます。

○早川委員長　遊間委員、どうもありがとうございます。

続きまして、釘宮委員、お願いいたします。

○釘宮委員　ありがとうございます。消費生活アドバイザーの釘宮でございます。御説明ありがとうございます。

1点目は先ほど遊間委員のおっしゃった点と同じでございます。資料1の15ページにございます効果的・効率的なリコール対応の在り方についてのところです。こちらについて私も1つ懸念をいたしますのは、近年ではC to C取引などもありまして製品が中古流通することも多いので、ぜひそのような実態も加味した形で御検討いただければと思います。

次、2点目になりますけれども、資料1の中では40ページになります。こちらは全国電機商業組合連合会と連携した取組ということで、その中で高齢者宅無料点検訪問をされたという御説明のところになります。こちらのページを拝見しまして、蛍光灯の製造、輸出入が2027年末までということをも改めて認識したところです。私の九州の実家ですけれども、古い家ですのでリビングや座敷はLEDに既に切り替わっていますが、例えば土間とか納戸などはまだ蛍光灯が使われていたりということがございます。特に高齢者の家では古い製品がそのまま使われていることも多く、このような高齢者宅の無料点検訪問は大変有効だと思いますのでぜひ今後も続けていただきたいと、そのように思います。

私からは、その2点です。以上です。

○早川委員長　釘宮委員、ありがとうございます。

それでは、倉貫委員、お願いいたします。

○倉貫委員　よろしく申し上げます。

まず1つ、お伺いしたいのは18ページの試買テストの結果なのですが、購入数に対して技術基準不適合機種割合が相当高いのはなぜなのでしょう。どのように受け止めればいいのかと思ひまして、教えてください。

あと32ページの事故リスクを低減する機能を搭載する製品の取組、非常によいと思います。ガスコンロの事例が挙げられていますが、例えばACアダプターの誤使用で事故が起きるといのが少なからずあると思うのですが、ACアダプターがどの機種に適合しているかというのが、アダプターのところに何か表示みたいなものとかがあれば、もっと事故が低減されるのではないかと常々思っているのです。汎用品というものもあるので難しい面もあるのかもしれませんが、何か取組が進めば事故低減につながるのではないかなと思ひました。

以上です。

○早川委員長 倉貫委員、ありがとうございました。

私も3つほど御質問、あるいは御意見させていただきたいと思いますが、資料1の14ページのところで、これは神山委員からもう既に御指摘がありました、欧州委員会のほうでAIを活用したウェブ・クローリングを実施している。これは非常にいい取組だと思いついて、ただ、こういったものは今様々な分野で民間で採用されているようでして、例えば芸能事務所等がチケットの転売を禁止するためにXですとか、インスタですとか、いろいろところで売っているものを見つける際に単にAIを使うだけではなくて、芸能人だとファンがいますので、それが非常に迷惑だと思っている方がすごく多いわけですね。そうすると、その人たちの通報窓口とAIを組み合わせると物すごく効果的に摘発ができるようでございます。そのように民間のほうで、この辺のクローリングをどのようにやるかについてかなりノウハウを持っているようですので、例えば入札等をしていただいて、効果的なものをつくっていただければと思いました。

2点目が資料1の26ページなのですけれども、これは半分質問で半分意見ですが、違法品を扱う海外サイトでレジストラに一定期間、公開停止にしてもらうということです。レジストラは実際にドメイン名を使ってウェブサイトを開いている業者さんとの間で契約を結んでいて、不正な目的の下での契約であれば停止することが契約に盛り込まれているので、その権限を使ってやるわけなのです。

ただ、「.jp」ですとJPRSというところが日本では管理していますが、海外のドメイン名ですと必ずしも日本のレジストラではないので、そこがちゃんと公開停止してくれるかというのがちょっと知りたいところでございます。もしうまくいかないときにはレジストラの上にレジストリというのがございまして、そこはまさにさっき言ったJPRSなのですけれども、例えばアメリカだったらベリサインといったところとの間で、いわゆるドメイン名のレジストリのコミュニティをつくっているので、その横で海外のレジストリのほうにコミュニケーションを取っていただいて、海外のレジストリからレジストラがちゃんと対応するように指導してもらうという方法もあるのではないかと考えた次第です。もちろんレジストラのほうで海外でも経済産業省からの要請におとなしく従っているということであれば全く問題ない話ですが、念のためにお聞きいたしました。

最後でございますが、資料2のほうですけれどもポータブル電源のJIS化の話なのですが、これは純粋に質問なのですけれども、最近はJISのものをつくるに当たっても、例えばISOなどの国際標準があつて、それを国内化することをJIS化と呼んだりする

こともあるわけで、2種類あるのだと思うのです。

他方で先ほど、同じ資料の11ページのほうでは我が国特有の基準と、それから国際規格に準拠した解釈別表第12の整合規格との関係性の御説明がございました。ポータブル電源についてはISOか何かであってもおかしくないようなものだと思うのですけれども、これが我が国独自のものなのか、あるいは国際規格に準拠して行われているものなのかについてお聞きできればと思った次第です。

以上でございます。

ここで手が挙がったものはひとまず区切りがつきましたので、御回答をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○佐藤課長 早川委員長をはじめ委員の先生方、まずは御指摘賜りまして大変ありがとうございました。御指摘を多々頂戴いたしましたので、順次お答え申し上げたいと思っております。

初めは誤使用・不注意対策で、「+（プラス）あんしん」制度というものについてでございます。こちらは期待感も含めて皆様方から御意見を賜ったかと思っております。

西田先生からも御発言をいただきましたけれども、この制度の運用に当たりまして西田先生にも様々御知見賜りまして、ありがとうございました。我々としまして、まさに来年度のPSアワードの中でしっかり進めていきたいと考えてございますので、その意味で発信をという御指摘を神山委員からもいただきましたけれども、周知ですとか、消費者の皆様はどういうメッセージで発信していくか、こうした点も意識しながら発信できればなど思っております。

またNITEの再現動画についても、神山委員から御指摘を賜ったかなと思っております。こちら一部についてはNITEのホームページなどでも御紹介されておりますし、NITEにお問合せいただくことで活用可能な部分もございます。また一部は、実は我々のX、旧ツイッターでの発信の際もその動画を一部使っているといった事例もございますので、いずれにしても、情報発信をさせていただくことによりまして、そういう事故が起きるのだという注意にもなっていくことが多々あると思っておりますので、必要な情報発信に引き続きしっかり努めてまいりたいと考えてございます。

その他でございますけれども、ネットパトロール事業についても御指摘をいただきました。こちら欧州委員会のヒアリングなどの成果を踏まえてうまく使えるのではないかとといった御指摘ですとか、また今早川委員長からも民間のいろいろな知見をとといった御指摘も

賜ったかなと思っております。欧州委員会の取組ももう少し深掘りしながら勉強させていただきたいと思っておりますし、我々もネットパトロール事業を現状やらせていただいておりますが、より効果的、かつ効率的に行うにはどうしたらいいだろうかという観点で、今の欧州委員会の取組ですとか、早川委員長から御指摘いただいた民間の企業の皆様のお取組、知見、こういったものをどう活用させていただくことができるか、まずはしっかり勉強させていただいて、事業への反映も検討してまいりたいと考えてございます。

また、電池関係についても幾つか御指摘を賜ったかと思えます。重大製品事故の件数、電池関係で残念ながら増えてしまっているのが実態でございます、充電の際に過充電により発火をしてしまうといったことが原因の1つに関わっております。このため、先ほど資料2のほうでも少し御紹介申し上げましたような、私ども電圧監視の仕組みなども入れさせていただいたところでございます。

また電池に関しましては、どうしても電池の製造過程で品質上の問題があって、それが原因で事故につながってしまうといった例なども伺っております、そういった場合には事故原因の分析を踏まえてではございますけれども、場合によってはリコールをしていただく。こうした相談も企業の皆様とさせていただければと思っておりますし、また電池はどうしても暑いところにずっと長く置いてしまいますと発火してしまう。使用環境上の課題があるのも実態でございます、これも事故原因を踏まえてではございますけれども、そうした注意喚起も併せて実施できればと思っております。

西田委員から御紹介いただきました海外の事例なども、我々参考にさせていただきながら少し検討していきたい、事故を防ぐにはどういう取組が考えられるか勉強させていただきたいと、そのように考えてございます。

また今年のリコール関係の調査事業に関しても、少し御指摘を賜りました。こちら中古品に関しましては今保有年数をお伺いしている状況ですので、どのような形で入手されたか。場合によっては、中古品市場から入手されたといったケースもあり得ると思えます。保有年数についてお伺いしているデータでございますので、中古品なのか、新品なのかの切り分けまで推計値の中では残念ながら出せていないところでございます。今後の検討に当たって、まさに御指摘賜ったところでございますのでどのように反映することができるのか等々も少し勉強してみたいと、このように考えてございます。

また釘宮委員から、LEDについても御指摘いただきました。ありがとうございます。LEDに関しまして製品安全の文脈のみならず、白熱電灯がいずれ使えなくなりますよと

いったことの周知も併せて必要と考えてございまして、そういった意味で組合様と連携した取組の中での周知もございまして、経済産業省自らの情報発信というところも重要なことだと思っております。また交換をするときに残念ながら事故が一部発生してしまうといった事例もございまして、そういった注意喚起も併せて実施ができればと思っております。

倉貫委員から、ACアダプターの誤使用といった御指摘も賜ったかと思っております。多くは、この製品用のアダプターですよとか、逆に製品側で自分たちのアダプターを使ってくださいと明示されているケースもあるところでございまして、一方で汎用品といったものもあるところでございまして。そういう意味では使っていただくときに、使える充電器なのか、アダプターなのかといったことを使用者様側に意識いただくことも重要でございまして、そういった注意喚起などこれまでもやらせていただいておりますが、今後も検討してまいりたいと思っております。

また早川委員長から、海外サイトのレジストラ、レジストリといった御指摘も賜りました。ありがとうございます。まさに御指摘の点を踏まえまして、少し仕組みの中で勉強させていただければなと思っております。

最後、ポータブル電源は今JIS化の取組を進めているところでございまして、こちらはISOがあるか、ないかという意味でいきますと、ポータブル電源のISOといったものは現状なくて、そういったこともありまして私ども昨年2月に安全性要求事項と書いてございましてけれども、基準のベースとなるようなものを少しつくらせていただきまして、それを踏まえた業界の取組となっているところでございまして。

いずれにしても、安全な製品がしっかり流通できるような環境づくりといったものを進めてまいりたいと考えてございまして。

ちょっと十分にお答えし切れていない点もあるかもしれず大変恐縮でございまして、一旦、以上でございまして。御指摘、大変ありがとうございました。

○早川委員長　ありがとうございます。最後のISOのところは、経済産業省はISOも所管していると思っておりますが日本から発信して、ポータブル電源についての国際基準を日本発でつくるのも何かあってもいいように、今お話を聞いていると思った次第でございまして。

それでは、オブザーバー団体から御意見がありましたらお手を挙げていただければと思うのですが、いかがでしょうか。——よろしゅうございまして。また時間がありましたら

最後のほうで受け付けることも可能かと思っておりますので、それでは、次の議題に入っていきたいと思っております。委員の皆様、御意見をありがとうございました。

続いて、資料3「製品安全4法改正を踏まえた制度整備」について事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○佐藤課長　それでは、引き続きまして恐縮でございますが、次の資料3を御覧いただければと思っております。今委員長から御紹介いただきましたように、タイトル「製品安全4法改正を踏まえた制度整備」とさせていただいてございますが、まさに製品安全小委員会の先生方におかれましては、昨年8月、10月の小委員会でも御審議賜りました。これを踏まえた制度整備の状況ですとか、また今後の検討の方向性といった論点も含めて御紹介できればと思っております。

目次の次でございます。3ページ目でございますが、最初の丸に書いてございますとおり、繰り返し改めてでございますが昨年6月に改正製品安全4法、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律につきまして公布をさせていただきました。これまでの小委員会での議論も大変ありがとうございました。その後という意味でいきますと、8月、10月の御審議も踏まえまして政令ですとか省令の整備を進めるとともに、各地方の経済産業局とも連携させていただきまして周知活動などにも努めさせていただいているところでございます。

次のページでございます。4ページ目、これ以降は制度整備の観点での進捗状況の御報告でございます。まずは国内管理人の基準についてといったところでございまして、審議会での御審議も踏まえまして、下のほうに基準と書いてございますけれども一番上のポツ、日本に住所を有することですとか、また主務大臣が行う処分などの通知、こういったものを受領する権限が付与されていることを基準という形で、省令に定めさせていただいたところでございます。

次の5ページ目でございます。こちら法改正におきまして、子供用特定製品という新しいカテゴリーを創設させていただきました。具体的な対象製品についてといったところでございまして、こちら御審議を踏まえまして消安法の政令を改正させていただきまして、乳幼児用の玩具と乳幼児用のベッドの2製品につきまして指定をさせていただきました。

次のページでございます。今般、特に新しく規制対象となりました乳幼児用の玩具についての技術基準ですとか、また使用年齢の基準などにつきまして、こちら省令で定めさ

せていただきました。また玩具の技術基準につきましては、省令の技術基準に適合しているとみなされる規格といたしまして左下にごございますとおり、ISOなどの国際規格を消安法の解釈においてお示しさせていただいたところでございます。

次のページでございます。子供用特定製品のマークについても審議会の先生方から多々御指摘賜りました。御覧のようなマークを、子供用特定製品に付していただくマークという形で省令において規定させていただいたところでございます。

次の8ページ目でございます。今ほど申し上げました制度整備という意味でいきますと、オレンジ色のバーが4つほど下のほうにごございますけれども、政令につきましては昨年12月13日、その下、省令につきましては今年1月31日、運用の解釈通達につきましては今年2月20日に、それぞれ公布、公表させていただいたところでございます。これらの政省令等も併せまして、法律の施行日でございます今年の12月25日から新しい制度がスタートするといったところございまして、周知、広報を含めましてしっかり準備をしまいたい、そのように考えてございます。

次のページでございます。9ページ目以降です。これまでのところは御審議いただいた御報告を中心にごございましたが、今後の検討の方向性についてといったところでございます。

まず今御覧いただいておりますけれども、右下、10ページ目でございます。こちらは昨年の法改正で新たに措置させていただきました法令等違反行為者の公表方針の検討についてでございます。

最初の丸でございますが、こちらの措置の趣旨といたしましては、消費者の皆様が製品を選択される際の選択に資する観点から整備させていただいた措置でございます。先ほど資料1の説明でも少し触れましたが、現状でもそうでございますが法令違反などが確認された場合には解消、是正を求めていく取組をさせていただいてございます。

他方、特に今般海外の事業者様を規制対象にさせていただいたところもございまして、連絡が取れないなどの理由によりまして対応が困難、違反状態の解消がなかなか難しいといったケースも一定程度想定されるかと思っております。このため、一番下に1行ございますけれども、連絡が取れないなどの理由で違反状態の解消などがなかなか難しいといった場合に公表の対象にしていく。そうしたことを検討しているところでございます。

次の11ページ目でございます。こちら昨年の法改正におきまして措置をさせていただいた内容でございますが、届出に際しまして工場所在地等を不要とする措置についてでござ

ございます。こちらの措置は製品の仕様ですとか設計を自ら決定している事業者様におかれましては、画一的に工場情報を届出に際して求めさせていただくよりも、事業者様にいろいろな確認を速やかに行えるような状態であることを把握するほうがより実効的という観点から設けさせていただいた措置でございます。

具体的な要件としましては、下のほうに①、②、③とございまして、これらの要件について8月の審議会でも御審議いただいたことを踏まえて省令において定めさせていただいたところでございますけれども、具体的にどのような確認を求めていくか。そうしたことも今検討しているところでございます。

具体的にはという意味でいきますと、①番目、当該特定製品の設計を行っていること。このように省令で定めさせていただいてございますけれども、具体的にはという意味でいきますと、安全に関わる製品仕様を自ら定めている、または変更権限がある。こうしたことを確認できないか。

2つ目の丸でございますけれども、検査機関において定期的に検査を行っていること。こうした要件を省令上定めてございますけれども、こちらにつきましても検査を受ける事業者が検査機関の親法人などではないこと。こうしたことを確認しながら対応できればなと考えてございます。

続いて、12ページ目でございます。加えまして、消安法におきましては現状製造事業者、または輸入事業者に製品の安全性に関わる責務者として国への届出などを求めているところでございますが、特に今般、規制対象とさせていただきました乳幼児用玩具につきましましては、多くが海外の工場などでのOEMとなっているなど、複雑な分業体制であるといったことも伺っているところでございます。このため、一定の要件を満たすような場合にはOEMを受けている側の企業様ではなくて、製造など委託をする側の企業様から届出などを受け付ける。そうした仕組みも検討できないかなと考えているところでございます。

要件イメージ（案）でございますけれども、下にございましており1番目、本来の製造・輸入事業者に対しまして製造委託などを行っていることと、2番目でございまして、製品の設計ですとか検査につきましましては自ら、自社の責任において行っていること。3番目でございまして、報告徴収ですとか立入検査または事故の報告といった、消安法の義務ないしは命令などの対象者となることを御理解いただいていること。こうしたことを要件として対応できないかと考えているところでございます。

13ページ目でございます。こちらでも法改正で措置させていただいた内容でございますが、

子供用特定製品の中古品についてでございます。パッケージがないなどの理由から必要な表示が確認できないものにつきましても、消費者の皆様への注意喚起などを条件に販売を可能とするといった特例を、こちらで法改正において措置させていただいたところがございます。

特例を満たす条件について検討してまいりまして、下に1から6と書いてございますが、こういった条件を満たす場合ということで今検討してございます。例えばという意味でいきますと、上から2つ目、当該製品についての技術基準適合が推測されることですか、また3番目でございますが、そういった製品がリコール品には該当しないこと。ないしは明らかに破損をしている、劣化をしている、危ないような製品ではないこと。またこうしたことをしっかり徹底いただけるような十分な体制が確保されまして、マニュアルですか研修といったものが整備または実行されていることを条件として考えられないかなと考えているところがございます。こうした条件を踏まえつつ、具体的には業界のガイドラインのような形で具体化をしつつ取組を進めてまいりたいと、そのように思っております。

14ページ目でございます。こちらは今般、先ほども御説明申し上げましたように、子供用特定製品として乳幼児用玩具や乳幼児用ベッドを指定させていただきましたが、その他の製品への対応についてでございます。

一番上の丸にございますとおり、玩具以外の製品で重大製品事故がどの程度起きてしまっているかといった点につきましては、数字は昨年8月時点のデータで恐縮でございますが、ベビーカー、抱っこひも、ベッドガード、また乳幼児用椅子といった製品につきまして、御覧いただいたような件数の御報告を受けているといったところがございます。

また併せまして本年度、私どもでアンケート調査などもさせていただきました。小学生までのお子様を持つ保護者の方へのアンケートを実施いたしまして、お子様がけがをされてしまったりですか、またけがまでは至ってはいないですけれども危ない思いをしてしまった製品はありますかといったことをお伺いさせていただきまして、右下のような回答を頂戴しているところがございます。睡眠系の製品でベッドですか、ベッドガード。また運搬系と書いてございますけれども、ベビーカーや抱っこひも。また椅子ということでも、ハイチェア、ハイローラック、バウンサーといった製品で一定の回答を頂戴しているといったところがございます。

こうした製品につきまして事故が起きてしまった原因分析ですか、また規制対象としていくとなりますと、基準をどうしていくのかといったところも論点になりますので、そ

ういった基準の在り方なども含めまして規制整備の要否も含めて検討してまいりたいと考えてございます。ぜひこの辺り、先生方からも御意見賜ればと思っております。

最後、15ページ目でございます。こちらは既に規制対象である乳幼児用ベッドでございますけれども、規制の対象とした当初に想定しておりました左下のような乳幼児用ベッド以外にも、真ん中や右下にあるような新たな機能が付加された製品、新たな構造・材質である製品も流通しているところでございます。

2つ目の丸でございますが、こうした製品につきましても技術基準への適合などが義務づけられるものであることを改めて整理、明確化するとともに、新しい製品につきましても十分に安全を確保できるような技術基準への見直しも今後しっかり検討していきたいと、そのように考えているところでございます。

すみません、長くなってしまいました。資料3の御説明は以上でございます。委員の皆様から御指摘賜ればと思っております。

○早川委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対して先ほどと同様、意見、質疑応答の時間とさせていただきます。まずは製品安全小委員会の委員の先生方から発言を希望されましたらば、挙手ボタンを押していただければと思っております。よろしく願いいたします。――釘宮委員、お願いいたします。

○釘宮委員　　消費生活アドバイザーの釘宮でございます。御説明ありがとうございました。

まず昨年、製品安全4法が改正されまして、これは17年ぶりの改正だったとお聞きしております。その後、施行令、そして施行規則等の改正にも取り組まれまして、これにつきましては多くの時間と労力をおかけになった一大プロジェクトだったのではないかと想像いたします。大変お疲れさまでございました。まずは感謝申し上げます。

今回の法改正によりまして、インターネット取引におきましてEUの法制度と同様に、海外から直接販売される製品の安全確保のための措置ということで、国内管理人を置くことになったわけですが、今後この制度が有効に機能していくことが必要だと思しますので、運用面にしっかり力を入れていきたいと思っております。10ページにございます法令等違反行為者の公表方針の検討をされていることも法律に実効性を持たせるという意味で必要なことではないかと思っております。

次に、もう一つの規制内容でございますが子供用の玩具への規制のところになりますけ

れども、今後玩具以外の子供向けの製品につきましても基準を設けることを検討されているということで、御説明がございました。これに関しては今回調査も行われたということなのですけれども、可能であればどのぐらい、これらの製品でヒヤリハットを含めて事故が起きているのか。それを広く知らせるといことが、まずは大切なのではないかと思います。そういった事故の実態を知ることによって基準を設ける必然性について社会の理解を高めていく。そういったところも御検討いただけるのではないかと思います。

以上でございます。

○早川委員長 釘宮委員、ありがとうございます。

それでは、藤野委員、お願いいたします。

○藤野委員 主婦連合会・藤野でございます。御説明ありがとうございました。

私も、今釘宮委員の御意見にもあったのですけれども10ページの連絡が取れないという事業者のことに對して、資料1のお話にもございましたが連絡が取れないということは全てのことに於いて困ることでありまして、公表等の対策を考えておいでとのことですが、もう少し踏み込んで連絡の取れないことがないようにするべき措置を考えていただいたらよろしいのではないかと思います。

このような大きな問題に限らず、今私どもが普通に使っている製品でもメーカー等とかなか直接連絡が取れない場合が多く、例えば電話番号表記がなくてインターネットで調べろとなります。また連絡先電話番号があっても、なかなか直接担当者と話すまでいかず、番号を選んで選んで選んで、最後はメールでとかチャットでということもあり、もうなかなか厳しい。普通の消費者には連絡を取ること自体が厳しい状況も発生しているように思います。よって、こういう場合にとっても大きな問題になりますので、連絡が取れないことがないように対策をより強く望んでおります。

もう一点、15ページの海外製品でベビーベッドの例が出ておりましたけれども、海外のものが国内に流通することが非常に多くなっていますが、海外の基準等が国内ではなかなか、まだ追いついていないことが実際多いのだと感じております。そういう状況を消費者が知らなければいけないし、また事故が起こってからの後手後手にならずに、国内で流通している海外製品は海外の基準が国内でも通用するようにしっかりルールをつくっていくことを、より積極的にやっていただきたいと思っております。

以上でございます。

○早川委員長 藤野委員、ありがとうございました。

では、私からも御質問、コメントさせていただければと思うのですが、1つは、もう既に御発言ありましたけれども、資料の4ページの国内管理人のところでございます。既にもう御指摘ありましたけれども、国内管理人制度を置いたけれども結局使われないとか、あるいは国内管理人業務をしてくれる人がいないということだと絵に描いた餅になってしまいますので、ここの運用面をぜひ考えていただければと思います。省令はたしか今年12月くらいから施行されると思いますので、それまでの間に現実的に国内管理人としての業務がなされるように、手配できるようにというように希望しております。

でもその際に、ここはなかなか難しいですけれども、例えば多くの海外事業者が日本のプラットフォームを使って様々なサービスをしているとすると、プラットフォームの方に国内管理人をやってもらうのも1つの考え方としてあると思うのですが、他方で法律的な観点からいきますと国内管理人は広い意味では代理でしたり委任系関係にあるので、他方でプラットフォーム側は別途海外事業者との間で様々な形で相對当事者として存在することになりますから、ある種の利益相反的な位置づけになってしまうのがちょっと気になっております。その意味では国内管理人の業務を提供するようなサービサーといったものが存在して、プラットフォームとは別に、あるいはダブルで管理するような体制ができれば望ましいと思うのですが、それはなかなか難しいところもあると思いますので、その点等考慮いただければと考えておりました。

もう一点は、消安法における届出のところございまして、製造を委託する方にも届出事業者として要件をかけていくべきではないかというところは私は賛成でございまして、OEMになった瞬間、何もかもから免れるというのは筋としておかしい話だと思います。最近の形態でOEMが多いとすると、一定の責任をOEMを頼んでいる側のほうにもしていただくのは当然の流れかなと考えて聞いておりました。

最後、もう一点でございますけれども、法令違反行為の公表方針の検討。10ページ目のところなのですが、これも既に委員の先生方から御発言があったところでございますが、特に海外の事業者は日本の中で法令等違反行為者であると公表しても痛くもかゆくもないことがあると、なかなか実効性が難しくなると思います。先ほどほかの委員から、前半の報告の中でどうやって制裁を実効的なものにあらしめるかという問題提起があったかと思うのですが、同様にもうちょっと実質的に、これが公表されると日本の消費者がその結果、業者から買わない行動をするような仕組みが取れないかと。

例えば日本の消費者は何かの産品を買いたいときには、通常はネットの検索エンジンで

検索するわけです。ある製品で検索エンジンをやったときにブラウザに組み込むのか、あるいは後で製品安全のために組み込むことができるようにするのか別にして、それをやると検索された結果の中で、ここは実は違反行為者ですという何かメッセージが出るような仕組みみたいなものがあると、そもそも消費者はそこから買わなくなるので非常に効果的なのではないかと思います。もちろんそういう仕組みがうまくできるかどうかというのは、フィージビリティは全く分かりませんが、これは1つのアイデアとして何かうまい組合せで実際に違反行為者が公表されたときに、それが消費者の購買行動につながっていくような仕組みができればと願っております。

以上でございます。

そのほかでございますが、まだ委員の先生方で御発言のない方でもしよろしければ、私が間違えてなければ坂本委員、それから野委員、山内委員から可能でしたら一言でも、本日の感想でも結構でございますのでいただければと思います。——山内委員、お願いいたします。

○山内委員　ありがとうございます。内容的に安全な日本社会の構築に向けて制度を立案、並びに執行で本当にきめ細かにやられているところで、意見がなかったのが今まで発言しておりませんでした。

あえて1つ申し上げるとすると非常に充実した制度があり、充実した表示の方法だとか、国民が利用しようと思えば利用できる制度や座組がある中で、せっかくこれだけいいものがあるのに国民が知識として追いついていないところがあるので、今日の御発表資料にもありましたような広報活動をすることによって、そこをしっかりとフォローしていくという。これもいい取組だなと思いつつも、今後も継続していただきたいと考えておりました。

以上でございます。

○早川委員長　ありがとうございます。

そのほか、野委員、古田委員、それから坂本委員、いかがでございますでしょうか。——坂本委員、お願いいたします。

○坂本委員　御説明ありがとうございました。私もちょっと細かい点だったりとか、全体的には着実に取組が進められていて、いろいろよく検討されたり対応されたりしてきていることがよく分かりましたので、意見を申し上げるところまでいっていませんでした。

前半の資料1、2も全般的に全く異存とか質問はなかったのですが、挙がってい

なかったところで言うと、全体的にいろいろすばらしい取組がありまして、その中の一例として、32ページにあった新たな表彰・表示制度で安全性が強みや差別化要素になっていけばとてもいいなと思っているところがありまして、消費者自身も絶対安全志向はあるはずだと思いますので、事業者さんの側で製品や使用方法に関するリスクアセスメントを行って、改良していくことが具体的なメリットになっていくことができれば本当にいいなというように、特に感想を述べるとすると、思いました。最新の知見なり制度なりを事業者にも、消費者にもうまく伝えていけるといいだろうなと思いました。ただ、このようにすごく一般的なコメントになってしまいましたので、ちょっと控えていたところもありました。

あと資料3につきましても、これまでの検討が具体的に進んでいることがよく分かりまして、全体的に特に何かコメントがあるということはなかったのですが、もう既に議論に出ていたところなのですが、10ページの公表対象のところでも法令違反でなくてもネットでの売買で、例えば評判が悪くなるとすぐ会社の名前を変えて、その評判をリセットしてしまうとか、今までもそういった話とかもあったかと思っておりますので、公表すること自体は賛成なのですが先々の様子を見ながら、また実効性を高めていくような検討も必要になってくる可能性もあるのかなと思って伺っていました。

以上です。

○早川委員長　ありがとうございます。

野委員、いかがでしょうか。

○野委員

うちの女性団体は高齢の方が多くなってきておりますので、先ほどお話のあった「説明書を見ずに起こる不注意による事故」については、改めて皆で検証していきたいと思っております。感想だけの発言で恐縮ですが、どうぞよろしく願いいたします。

○早川委員長　ありがとうございます。

古田委員、お願いいたします。

○古田委員　御指名ありがとうございます。N I T E（独立行政法人製品評価技術基盤機構）の古田でございます。私も単純な感想、コメントになりますが御容赦ください。

まずは本年度1年間、事務局をはじめ関係者の皆様ありがとうございました。お疲れさまでございました。また年末にはいよいよ改正された法が執行されるとの御報告をいただ

きましたけれども、施行に向けては消費者、サプライチェーンを含めて周知等々の作業がまだあると思いますし、施行後には遵守状況等の監視も重要になってくるかと思っております。

またさらに、新たな安全を確保する取組や規制の在り方をお示しいただいております。N I T Eとしても、できる範囲で確実な執行に御協力させていただければと考えているところでございます。引き続きよろしく願いいたします。

最後に、神山先生からの御発言について佐藤課長がお答えいただいておりますけれども、N I T Eの立場で補足をさせていただきます。N I T Eの製品安全センターでは、若い人も含めて製品安全意識の醸成というところも非常に大事だと思っております。その中で、教育というところでも非常に関心を持って取り組んでいるところでございます。事務局を通じてでも結構ですし、N I T Eに直接でもいろいろ御要望いただければ御対応させていただきたいと思っておりますし、また教育の現場、教材とかも含めて何かコラボ等々できれば検討させていただきますので、お気軽にお問合せいただければと思います。

以上です。

○早川委員長　ありがとうございます。テレビのワイドショー等でN I T Eの画像がよく使われるを見て、すばらしい取組だなと思っておりました。どうもありがとうございます。――神山さん、どうぞ。

○神山委員　お答えをありがとうございました。本当に貴重な動画の公開をありがとうございます。教育に使えるように改善などしていただければもっともっと広く貴重な動画が使えると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。すみません、一言、発言させていただきました。

○早川委員長　ありがとうございます。

それでは、佐藤課長から今までの御質問、御意見等についてコメントいただければと思います。お願いいたします。

○佐藤課長　ありがとうございます。こちら資料3につきましても先生方から多々御指摘賜りまして、ありがとうございました。

大きく申し上げますと、まず1つ目が改正法の実効性をいかに保っていくか。実効性があるものにしていくべきではないか。そういった御指摘を賜ったかなと思います。

国内管理人につきましても、この業種ではいけない、ないしは、この業種はなっていないと定めているものではなく、先ほど申し上げさせていただきましたけれども管理人

の基準をしっかりと満たしていただけるようであれば、国内管理人を担っていただけるような仕組みにさせていただいているところがございます。先ほど周知という御指摘もいただきましたけれども、しっかりと各方面への御説明などもさせていただきまして、国内管理人制度をしっかりと実効性のあるものにしていくことをさせていただければなと思っております。

また藤野委員からも、連絡が取れないことがないようにといった御指摘も賜ったかなと思っております。まさに今回の法改正の趣旨の1つでもございましたが海外から直接製品を販売するような場合も、それが規制対象製品である場合には事前に届出をしっかりとってもらうですとか、国内管理人もしっかり置いてもらうのがこの制度の趣旨でもございます。そういったことも意識をしながら海外から直接販売されるような方、もちろん国内の事業者さんもそうですけれどもしっかりと法改正の趣旨を踏まえて、安全な製品が流通できるような環境整備という観点で取り組んでいければなと思っております。

違反行為者の点も、まさに今の藤野委員からの御指摘ですとかも踏まえまして、違反行為者を公表するだけではなくて消費者の皆様にもどのように御理解いただいて、御認識いただけるようにしていくか、こうした工夫も少し考えさせていただきたいと、そのように思っております。

また大きな2つ目という意味では今後、子供用特定製品の指定という意味で、玩具以外の製品をどのように考えていくかといった点についても御指摘を賜ったかなと思っております。海外の基準などもしっかりと勉強すべきだといった御指摘も賜りました。右下のほうに少し例示を挙げている製品がございますけれども、こうした製品での基準、海外での基準がどうなっているかといったことはしっかりと意識しながら検討したいと、そのように思っております。

釘宮委員からは、指定もさることながら、こういう製品で残念ながら事故が一定程度起きてしまっている。またヒヤリハットが起きてしまっているという旨も含めて、発信をすべきではないかといった御指摘も賜りました。その点も今後の対象を考えるに当たりまして、我々しっかりと情報発信も含めて検討できればなと思っております。

そのほか山内委員からも、国民の皆様へも制度の周知をしていくことが重要ではないかという御指摘もいただきました。大変ありがとうございます。先ほどの制度の実効性という面と裏腹ではございますけれども、制度を作って終わりではなくて、これをしっかりと運用していくことがまさに我々のミッションでございますので、そういった観点から周知も

含めてしっかり取り組んでいきたいと、そのように考えてございます。

私から一旦、以上でございます。よろしく願いいたします。

○早川委員長　　どうもありがとうございます。

それでは、オブザーバーの団体から御意見等あればお願いいたします。いかがでしょうか。――かなり委員の先生方から細かな点も含めまして御意見等あったかと思しますので、オブザーバーの方からは、今回は御意見等さらに追加ではないというように理解いたしました。

それでは、委員の皆様、本当に御意見ありがとうございました。

以上をもちまして、予定の議題は終了しておりますので本日の議論はここまでとしたいと思います。最後に事務局からの連絡事項をお願いいたします。

○佐藤課長　　委員の皆様、本日は大変お忙しい中お時間をいただきまして、また御意見も賜りまして、ありがとうございます。オブザーバーの皆様も大変ありがとうございました。長時間の御審議、大変ありがとうございます。貴重な御意見を賜りました。こういった御意見を踏まえまして、今後の制度の運用、執行を含めて検討してまいりたいと考えてございます。

本日の議事録に関して1点、御報告申し上げます。議事録に関しましては事務局、私どもで作成させていただいた上で後日、委員の皆様方に御確認をいただきまして、ホームページにて公表させていただく予定でございます。よろしく願いいたします。

事務局から以上でございます。

○早川委員長　　ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、産業構造審議会製品安全小委員会を終了させていただきます。本日も熱心な御審議、本当にありがとうございました。